

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業
(データ戦略)に関する調査委託特別約款

2024年7月25日制定

(主務省による委託業務の管理等)

- 第1条 業務委託契約約款(以下「原約款」という。)第4条第1項及び第2項中「甲」とあるのは、「甲又は甲の主務省である経済産業省」とする。
- 2 原約款第4条第1項中「次の各号に掲げる措置を講じるものとする。」とあるのは、「次の各号に掲げる措置を講じるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。」とする。
- 3 原約款第4条第2項中「必要な指示を乙に行うことができるものとする。」とあるのは、「必要な指示を乙に行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。」とする。
- 4 原約款第55条中「甲乙」とあるのは、「甲、甲の主務省である経済産業省及び乙」とする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第2条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。ただし、乙は、実施計画書の積算に記載された項目の配分についてポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業調査委託費積算基準に基づく支出により変更する場合、次に掲げる大項目のⅠ及びⅡの合計金額の50%以内限り、流用(Ⅲ間接経費及びⅣ再委託費との間の流用を除く。)することができる。

Ⅰ 労務費

Ⅱ その他経費

Ⅲ 間接経費

Ⅳ 再委託費

- 2 原約款第6条第2項及び第15条第2項中「業務委託費積算基準」とあるのは、「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業(データ戦略)調査委託費積算基準」とする。

(帳簿等の整備)

第3条 原約款第6条3項中、ただし書は適用しない。

(乙等が締結する契約の相手方の制限)

第4条 乙、再委託先及び共同実施先(以下、「乙等」という。)は、委託業務を実施するために締結する契約(売買、請負その他の契約であり契約金額100万円未満のものを除く。)をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、委託業務の遂行上、当該事業者でなければ委託業務の遂行が困難又は不相当である場合、甲の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 2 甲は、乙等が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、乙に対し、必要な措置を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。
- 3 前二項の規定は、委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

(履行体制図の提出)

第5条 乙は、委託業務の完了の日(原約款第37条、第38条又は第39条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日の翌日から起算して30日以内)又は委託期間の終了日のいずれか早い日までに、特別約款様式第1により、当該事業年度における再委託先、共同実施先及び外注先に係る履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、毎年3月31日までに、特別約款様式第1による履行体制図を甲に提出しなければならない。

(※第6条及び第7条は経済産業省が別に定めるポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業研究開発計画(別紙2)に定める「生成AI開発加速に向けた新たなデータセットの構築に関する調査」にのみ適用。それ以外の場合には削除する)

(データの取り扱い)

第6条 乙は、委託期間中及び委託業務の完了後又は委託期間終了後、委託業務の実施により得られたデータを第三者へ提供すること及び提供のために必要なデータの管理、加工等を実施(以下「データの提供等」という。)しなければならない。

- 2 前項のデータの提供等において、甲が特に必要があると認めるときは、甲は必要な指示を乙に行うことができるものとし、乙はその指示に従うものとする。

る。

- 3 乙は、第1項に定めるデータの提供等を中止しようとする場合は、甲が指示する方法により、甲の承認を得るものとする。なお、複数の者が共同で委託先の公募に応募し、当該応募に係る事業について甲が当該複数の者との間で複数の委託契約を締結した場合等であって、当該複数の者の間で当該事業に関する共同研究契約が成立しているときは、当該複数の者のいずれか一の者が甲の承認を得ることができる。この場合において、当該一の者が甲の承認を得たことをもって、当該一の者以外の者についても甲の承認を得たものとする。
- 4 甲は、委託業務の完了後又は委託期間終了後において、第1項に定めるデータの提供等を実施するために必要となる費用を一切負担しないものとする。
- 5 原約款第25条中「成果報告書」とあるのは、「成果報告書及び委託業務の実施により得られたデータのうち、特別約款第6条第1項に定める同意に基づき第三者へ提供しようとするもの」とする。

(データ管理者の変更)

第7条 乙は、委託期間中及び委託業務の完了後又は委託期間終了後、実施計画書に定める「データ管理者」を変更しようとする場合は、甲が指示する方法により、甲の承認を得るものとする。また、複数の者が共同で委託先の公募に応募し、当該応募に係る事業について甲が当該複数の者との間で複数の委託契約を締結した場合等であって、当該複数の者の間で当該事業に関する共同研究契約が成立しているときは、当該複数の者のいずれか一の者が甲の承認を得ることができる。この場合において、当該一の者が甲の承認を得たことをもって、当該一の者以外の者についても甲の承認を得たものとする。

(外国法人の特例)

- 第8条 乙が外国法人であるときは、原約款第31条第1項中「乙に帰属するものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲の持分は、甲及び乙の持分の50%以上とする（以下甲乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。）」とする。
- 2 前項の場合、原約款第31条第3項第四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3、第31条の4第1項、第3項及び第4項、第31条の5並びに第33条第3項及び第4項の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。
 - 3 委託期間及び委託期間終了後の共有知的財産権の出願、登録及び維持に係る費用（以下「出願等費用」という。）は、乙が甲の持分に係る出願等費用も負担するものとする。ただし、乙が持分の全部を放棄した場合は、この限りでない。

- 4 委託期間であって、甲が承認した場合は、出願に係る費用を委託業務の実施に要した経費として計上することができる。
- 5 乙が第三者に対して共有知的財産権の利用許諾をする場合は、別紙1による共有知的財産の利用許諾申請書により、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 6 甲は、共有知的財産権について、第三者に対して任意に利用許諾をすることができるものとし、乙はあらかじめこれに同意するものとする。
- 7 甲は、共有知的財産権の自己持分を放棄する場合は、その旨を乙に通知するものとする。
- 8 甲、乙又は甲乙共同して、第三者に対して共有知的財産権の利用許諾を行う場合は（以下当該第三者を「利用許諾先」という。）、あらかじめ利用許諾先との間で次に掲げる事項を合意しなければならない。
 - 一 甲又は乙は、共有知的財産権の自己持分を利用許諾先の承認を得ることなく、放棄できること（ただし、甲又は乙が利用許諾先に対して1年以下の知的財産権維持義務を負う場合を除く。）
 - 二 利用許諾先が共有知的財産権を自ら利用したことにより生じた一切の責任や損害賠償から甲及び乙が免責されること
 - 三 利用許諾先の合併、会社分割等の組織再編、事業譲渡、株式譲渡等により、経営環境又は経営体制に著しい変化が生じた場合に利用許諾契約を解約できること

（甲の解除権）

第9条 原約款第37条第1項に次の1号を追加する。

- 六 乙が、甲が公募時に提示する応募要件を満たさなくなったとき。

（翻訳文との関係）

第10条 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。

（経済産業省への情報提供）

第11条 乙は、甲が委託業務に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて甲の主務省である経済産業省に対して提供することに同意するものとする。

（再委託先等との契約）

第12条 乙は、委託業務の一部を再委託又は共同実施するときは、乙が本特別

約款を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先又は共同実施先と約定しなければならない。

(存続条項)

第13条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第52条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第3条、第6条から第8条まで及び第10条から第13条まで、

(原約款との関係)

第14条 原約款中第3条第3項、第5条、第5条の2、第7条から第9条まで、第20条から第22条まで、第27条及び第51条第1項第三号は適用しない。

2 この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、2024年7月25日から施行する。

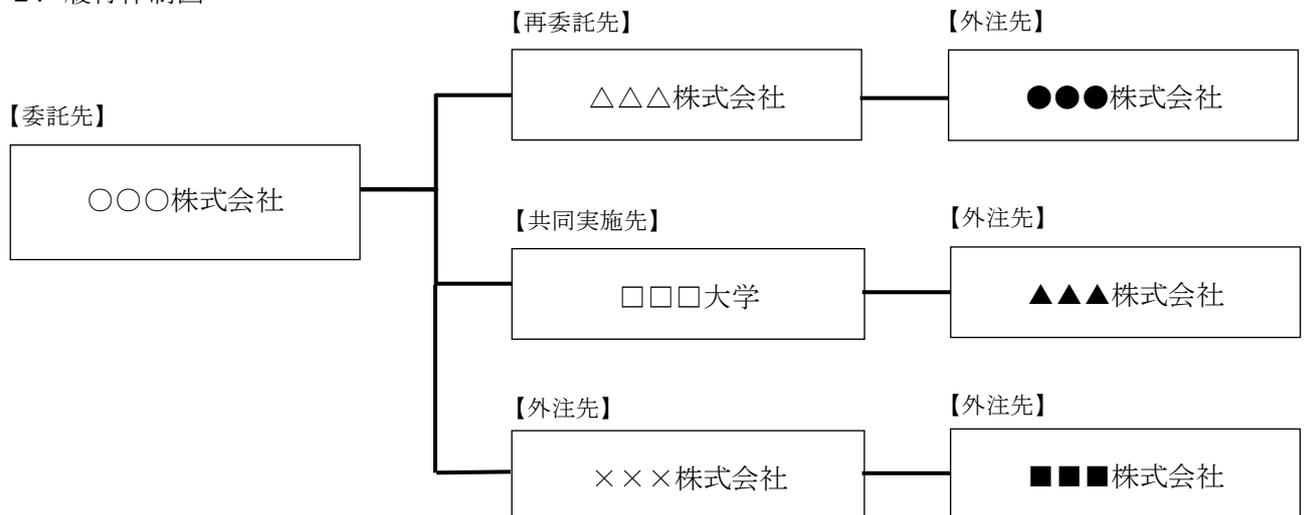
(特別約款様式第1)

2000年度における履行体制図

1. 再委託先、共同実施先及び外注先一覧

| 事業者名 | 住所 | 契約金額(税込み) | 業務の範囲 | 精算の有無 |
|--------------|----|-----------|-------|-------|
| A (再委託先) | | | | |
| B (共同実施先) | | | | |
| C (外注先) | | | | |
| D (外注先) | | | | |
| E (外注先) | | | | |
| F (外注先) | | | | |

2. 履行体制図



契約管理番号 ○○○○○○○○-○

(注) 当該事業年度において、委託業務に関与する全ての再委託先、共同実施先及び外注先の事業者名（法人格を含む）、住所、契約金額（算用数字にて円単位）、業務の範囲（具体的かつ明確）、精算の有無（検査する場合は有、しない場合は無）を記載すること。（ただし、税込みの契約金額が100万円未満の場合を除く。）

(特別約款様式第2)

年 月 日

共有知的財産権利用許諾申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
名 称
氏 名 役職印

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「
」に係る共有知的
財産権について、下記のとおり利用許諾をしたいので、特別約款第11条第5項の規定に
基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 利用許諾しようとする共有知的財産権について

| 共有知的財産権の種類(注 ¹) 及び番号(注 ²) 及び名称(注 ³) | 利用許諾先の住所・名称 |
|--|-------------|
| | |

2. 承認を受ける理由(注⁴)

(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)

- (1) 当該利用許諾により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、利用許諾を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第17条に基づく観点)
- (2) 当該利用許諾が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。(研究開発力強化法第41条に基づく観点)

契約管理番号 ○○○○○○○○○-○

「共有知的財産権利用許諾申請書」記載要領

(注¹) : 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権又はノウハウのうち、該当するものを記載する。

(注²) : 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。

(注³) : (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

(2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

(3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

(4) プログラム等又はノウハウにあつては、技術上の成果の名称

該当する（1）～（4）の事項を記載する。

(注⁴) : 具体的な理由を、以下の観点を参考として記載すること。

(1) について

- 利用許諾先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。
- 利用許諾先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものではないか。
- 利用許諾先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。

(2) について

- 利用許諾先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどうになっているか。
- 利用許諾先が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。
- 利用許諾先により、国内企業（大学・研究機関を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となるおそれがあるか。
- 利用許諾先により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業(データ戦略)調査委託費積算基準

第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たっては、次の通りとする。

| 項 目 | | 内 容 | (摘 要) |
|----------|---------|---|-------|
| 大 項 目 | 中 項 目 | | |
| I. 労 務 費 | 1. 研究員費 | <p>委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等(以下「研究員」という。)の労務費は、原則として、①又は②に基づき算定する。</p> <p>①甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表(時間単価用)の単価に基づき算定する。</p> <p>② 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員(以下、「エフォート専従者」という。)の場合は、労務費単価表(エフォート専従者用)の月額に申告したエフォートを乗じて算定する。</p> <p>健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費(健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分)を含めることとする(出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む)。</p> <p>ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。</p> <p>なお、①又は②による労務費単価表の適用が困難であると甲が了解した場合は、③から⑤までに基づき算定することができる。</p> | |

| 項 目 | | | (摘 要) |
|--------------|---------|--|---|
| 大 項 目 | 中 項 目 | 内 容 | |
| | 2. 補助員費 | <p>③研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術組合において、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、甲が別途定める業務委託費積算基準(大学用)又は業務委託費積算基準(国立研究開発法人等用)を使用して算定する。</p> <p>④乙が国の委託事業において使用している受託規定に基づき算定する。</p> <p>⑤乙が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合には、乙が当該研究員に支払った給与、諸手当及び法定福利費(健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分)に基づき算定する。</p> <p>委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただしⅠに含まれるものを除く。)</p> | |
| Ⅱ. その他 経費 | 1. 消耗品費 | 委託業務の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費 | 機械装置、その他備品等でその取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。 |
| | 2. 旅費 | ①委託業務を実施するため特に必要とした研究員及び補助員の旅 | |

| 項 目 | | 内 容 | (摘 要) |
|-------|--------|---|---|
| 大 項 目 | 中 項 目 | | |
| | | 費、滞在費、交通費 ②登録委員、外部有識者、外部専門家が、共同研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費 ③乙が再委託先又は共同実施先に対して行う検査に要する国内旅費 | |
| | 3. 外注費 | | 当該欄は使用せず、後段の「IV.再委託費・共同実施費」に計上すること。 |
| | 4. 諸経費 | 以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費 | 例示すれば、以下のとおりである。 1) 光熱水料 — 委託業務の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費 2) 会議費 — 委託業務実施に直接必要な会議の開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議、会合に要した経費は除く 3) 通信費 — 委託業務の実施に直接必要な通信・電話料 4) 借料 — 委託業務の実施に直接必要な現 |

| 項 目 | | (摘 要) |
|-------|-------|--|
| 大 項 目 | 中 項 目 | |
| | | <p>場事務所賃借料、車両借上費等、乙又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機の使用(社内単価又は外注による場合の契約単価とする。)等に要した経費</p> <p>5) 図書資料費 — 委託業務の実施に直接必要な図書資料購入費</p> <p>6) 通訳費・翻訳費 — 委託業務の実施に直接必要な海外出張等における通訳雇用に必要な経費及び翻訳費</p> <p>7) 運送費 — 委託業務の実施に直接必要な送付(運搬を含む)に必要な経費</p> <p>8) 委員会費 — 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に必要な経費</p> <p>9) 学会等参加費・論文投稿料 — 委託業務</p> |

| 項 目 | | 内 容 | (摘 要) |
|---------|-------|--|---|
| 大 項 目 | 中 項 目 | | |
| | | | <p>の実施に必要な知識、情報、意見等の交換のための学会等への参加費(学会等に参加するための旅費は除く。)及び成果に関する論文投稿に係る経費</p> <p>10) 報告書等作成費 ー 成果報告書の電子ファイル作成費及び資料等の印刷・製本に要した経費</p> <p>11) キャンセル料 ー 委託業務の実施に必要な旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)</p> |
| Ⅲ. 間接経費 | | <p>上記経費を除く委託業務を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該委託業務に要した経費として抽出・特定が困難な経費。</p> | <p>間接経費の算定は、経費総額(Ⅰ～Ⅱ)に間接経費率を乗じて算定することを原則とし、間接経費率は8%又は以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とする。</p> <p><民間企業における計算式></p> <p>間接経費率 = (販売費及び一般管理費 - 販売費) ÷ 売上原価 × 100</p> <p><公益法人(財団法人・社団法人)における計算式></p> <p>間接経費率 = 管理費 ÷ 事業費 × 100</p> <p><大学等における計算式></p> <p>間接経費率 = 管理費 ÷</p> |

| 項 目 | | | (摘 要) |
|----------------|-------|--|---|
| 大 項 目 | 中 項 目 | 内 容 | |
| | | | 支出の部の合計×100 管理費＝(人件費－教員人件費)＋管理経費 <国立研究開発法人等における計算式> 間接経費率＝一般管理費÷業務費×100 <その他> 上記の計算式を参考に、決算書等から該当する費目を抽出し計算する。 |
| IV. 再委託費・共同実施費 | | 委託業務の一部について委託先以外の者に再委託又は共同実施するのに要する経費 委託業務遂行に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に要する経費 再委託費又は共同実施費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。 | 外注費、再委託及び共同実施の額は、原則として委託先との契約金額の50%未満とすること。 |

第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- 1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託業務実績報告書を乙が項に提出する日までのもの。
- 2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。

第3 公募要領等で委託費の対象外と指定した項目及び経費については、経費算定の対象とする支出額には含めないものとする。